

◎2025年日本国際博覧会 管理施設等基本設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
1	項目：入札公告「5.提出書類一覧」について 共同企業体で参加申請を行う場合の一般競争入札参加申請書の申請者は代表構成員でよろしいですか。	お見込みのとおりです。代表構成員の会社名の上に、共同企業体名を記載し提出してください。	3月8日
2	項目：入札公告「5.提出書類一覧」について 共同企業体で参加申請を行う場合、入札参加資格保持誓約書の提出は構成員の全てが行う必要はありますか。	代表構成員のみ提出してください。代表構成員の会社名の上に、共同企業体名を記載し提出してください。	3月8日
3	項目：入札公告「5.提出書類一覧」について 共同企業体で参加申請を行う場合、誓約書の提出は構成員の全てが行う必要はありますか。	様式11の誓約書（元請用）は、構成員各社すべてが提出してください。	3月8日
4	項目：入札公告「5.提出書類一覧」について 業務実績調書については、入札参加資格で求める実績について、各1件のみの記載でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	3月8日
5	項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：ア、イの設計業務実績は、基本設計業務又は実施設計業務のどちらかの実績でよろしいですか。	ご質問のとおり、設計業務の実績は、基本設計業務又は実施設計業務のどちらかで良いものとみなされます。	3月9日
6	項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：アの庁舎設計業務について、複合施設で庁舎部分の延べ面積が10,000㎡以上であれば実績と見なされますか。	ご質問のとおり、複合施設で庁舎部分の延べ面積が10,000㎡以上であれば、実績とみなされます。	3月9日
7	項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：「設計業務」とは対象建物の新築の設計業務になりますでしょうか、若しくは増改築や改修の設計業務(設計対象の延床面積面積が表記の延床面積以上)でも実績要件の対象となりますでしょうか。	新築及び増改築の設計業務が実績要件の対象となっており、改修の設計業務は実績要件の対象とはなりません。	3月9日
8	項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：設備設計業務は分離発注で建築設計のみの業務でも実績要件の対象となりますでしょうか。	設備設計業務を分離発注とする建築設計のみの業務は、実績要件の対象にはなりません。	3月9日
9	項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：「一時的な展示会・見本市等」とは具体的な用途として美術館や博物館も含まれますでしょうか。	「一時的な展示会・見本市等」の開催ために必要となる延べ面積が2,000㎡以上の施設であれば、実績に含まれます。	3月9日
10	項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：なお、ア、イともに元請けとして履行し、2000年1月1日以降に竣工した実績とする。とありますが、履行実績案件の工事の種別については新築、増築、改築、改修の区分は無いと考えてよろしいでしょうか。	No.7の回答と同様になります。	3月9日

No.	質問	回答	質問回答日
11	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：イ 延べ面積2,000㎡以上の展示場※※の設計業務 （中間文章 省略） ※※展示場とは一時的な展示会・見本市等を行なうための展示施設をいうとありますが、「一時的な展示会・見本市等」を行なった履歴、又は、スポーツ以外のイベントを行うことを可とする利用案内、利用料金案内をホームページ等に掲示した履歴、を有する体育館又はアリーナ施設は、※※に示す展示施設に該当すると考えてよろしいでしょうか？</p>	No.9の回答と同様になります。	3月9日
12	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：イ 延べ面積2,000㎡以上の展示場※※の設計業務 （中間文章 省略） ※※展示場とは一時的な展示会・見本市等を行なうための展示施設をいうとありますが、「一時的な展示会・見本市等」を行なった履歴、又は、イベントを行うことを可とする利用案内、利用料金案内をホームページ等に掲示した履歴、を有するホテル等の宴会場、又は、貸し会議室、ホールは、※※に示す展示施設に該当すると考えてよろしいでしょうか？</p>	No.9の回答と同様になります。	3月9日
13	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：イ 延べ面積2,000㎡以上の展示場※※の設計業務 （中間文章 省略） ※※展示場とは一時的な展示会・見本市等を行なうための展示施設をいうとありますが、常設展示ではなく企画展示を行うことを前提に計画・設計された博物館・美術館・ショールームは、※※に示す展示施設に該当すると考えてよろしいでしょうか？</p>	No.9の回答と同様になります。	3月9日
14	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：イ 延べ面積2,000㎡以上の展示場※※の設計業務 とありますが、ロビー、ホワイエ、トイレ、通路、荷捌き室、倉庫など展示場の運用に必要な諸室につきましては、展示場の付帯施設として「延べ面積」に含めることができると考えてよろしいでしょうか？</p>	ご質問のとおり、展示場の運用に必要な諸室につきましては、展示場の付帯施設として「延べ面積」に含まれます。	3月9日
15	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：一時的な展示会等に使用する体育館（アリーナ）は、当該実績に該当するものとして宜しいでしょうか。</p>	No.9の回答と同様になります。	3月17日
16	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：「庁舎」とは警察署や消防署の庁舎も含まれますでしょうか。</p>	ご質問のとおり、「庁舎」には警察署や消防署も含まれます。	3月17日
17	<p>項目：入札公告「3.入札参加資格」の業務実績等について 内容：2000年1月1日以降に竣工した実績とありますが、設計業務が完了していれば現在工事中のものでも対象実績として認められますでしょうか。</p>	ご質問のとおり、2000年1月1日以降に竣工した実績は、設計業務が完了していれば、現在工事中のものでも対象実績として認められます。	3月17日